第十一条　加盟支部ハ左ノ比例ヲ以テ大会代議員ヲ選出ス　組合員数（会費完納）

一、五十名未満ノ支部ハ二名
二、百名未満ノ支部ハ四名
三、百名以上二百名マデハ八名
四、二百名以上ハ三十名増ス毎ニ一名ヲ増員
五、五百名以上ハ五十名ヲ増ス毎ニ一名増員
最後ノ数半数ヲ増ス時ニ更ニ一名ヲ加ヘル

第十二条　大會ノ議長ハ組合長トス
議長ハ大會書記並ニ左ノ各種大会委員ヲ若干名選任ス
一、資格審査委員　二、予算審議委員　三、財政審査委員
四、法規委員　五、議事委員　其他
大会の議決ハ特ニ規定ナキ場合ハ出席代議員過半数ノ同意ニ依テ決ス
但シ可否同数ノ場合ハ議長之ヲ決ス

第十三条　本部委員會
本部委員会ヲ以テ次期大会マデノ最高決議機関トス。
本部委員会ハ大会ノ決議執行ノ責任ヲ負ヒ必要ナ緊急事項ニ関スル決議ヲ行フモノトス

第十四条　本部委員会ハ　主事　各部長　支部選出ノ本部委員ヲ以テ構成ス

第十五条　本部委員ノ選出ハ左ノ比例ニ依ル
一、百名マデハ一名　二、二百名マデ二名　三、三百名マデ三名　四、以上ハ百五十名ヲマス毎ニ一名、最後ノ数半数ヲ超エル時ハ更ニ一名ヲ加フ

第十六条　組合長、主事、各部長ハ大会ニ於イテ選挙ス
本部委員ハ各支部ニ於イテ選出スルモノトス

第十七条　本部委員会ハ年四回開催ス。
但シ必要ニ延シ臨時ニ開催スルコトヲ得ルモノトス。

第十八条　本組合ニ左ノ部局ヲ置ク
政治部　法律部　争議部　事業部　宣傳部　共済部　組織部
調査記録部　教育出版部　宣伝組織部　婦人部　青年部　財政部
各部ノ細則ハ別ニ定ム

第十九条　執行委員会
執行委員会ハ組合長、主事、各部長ヲ以テ組織シ執行委員会ハ決議ノ執行スルノ責ヲ負フモノトス。

第廿条　組合長ハ本組合ヲ代表シテ一般ノ会務ヲ統理シ其責ニ任ズモノトス

第廿一条　主事ハ組合長ヲ補佐シ一般ノ事務ヲ処理遂行シ其責ニ任ズモノトス

第廿二条　部長ハ本則ニ規定スルトコロニ従ヒ会務ヲ処理シ其責ニ任ズモノトス。

第廿三条　役員ハ有給又ハ無給トシ給料ノ額ハ本部委員会ニ於テ決ムモノトス

第四章　加盟及脱退

第廿四条　本組合ニ加盟セントスルモノハ規定ノ様式ニ従ヒ一ケ月分以上ノ会費ヲ添ヘ本部又ハ支部ヘ申込ミソノ承認ヲ要ス。

第廿五条　本組合ノ目的及規約並大会又ハ本部委員会ノ重要決議に違反シタルモノハ大会又ハ本部委員会ノ決議ニ依リ除名ス。

第廿六条　除名ノ決議ハ総テ定員ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ三分ノ二以上ノ同意ニ依ツテ成立ス

第廿七条　加盟各支部ガ脱退又ハ除名サレタ場合本組合ノ基金ソノ他一切ノ権利ヲ失フモノトス

第五章　財政

第廿八条　本組合ノ経費ハ加盟組合員ノ負担トス

第廿九条　本組合ノ会費ハ男子一ケ月四十銭トシ別ニ入会金二十銭ヲ要ス
女子ハ一ケ月三十銭トシ別ニ入会金二十銭ヲ要ス。

第卅条　本組合ノ収入及支出ニ関スル予算及決算ハ大会ニ附議シ其承認ヲ経ルコトヲ要ス

第卅一条　本組合ノ財産ノ管理及会計監査ニ関シテハ執行委員会ノ連帯責任トシ執行委員会ハ若干名ノ会計監査ヲ任命ス

第六章　附則

第卅二条　本則ハ昭和六年五月十七日ヨリ実施ス

以上